

平成22年度

鳥取県建設業新分野進出事業補助金 について

(進出検討型事業・事業化実現型事業)

平成22年4月

 鳥取県 商工労働部



1 鳥取県建設業新分野進出事業補助金について

この制度は、建設業や建設関連事業を営まれる方等が公共事業依存の経営体質からの転換を目指して、建設業以外の新分野への進出を判断するための調査・検討（進出検討型事業）、新分野事業の商品企画・開発・評価または販路開拓手段・人材育成・人材雇用（事業化実現型事業）に要する経費の一部を助成し、新分野進出を支援することを目的としています。

応募された事業計画を審査して採択・不採択を決定し、採択した事業について補助金の申請手続きを行っていただきます。

2 募集期間

随時募集を行っております。詳しくは下記の相談窓口まで。

- (1) 予算の範囲内での助成となりますので、応募状況及び事業の内容により、御希望にそえない場合があります。
- (2) 応募される方は、必ず事前に最寄りの建設業新分野進出アドバイザーと御相談の上、事業計画を作成してください。

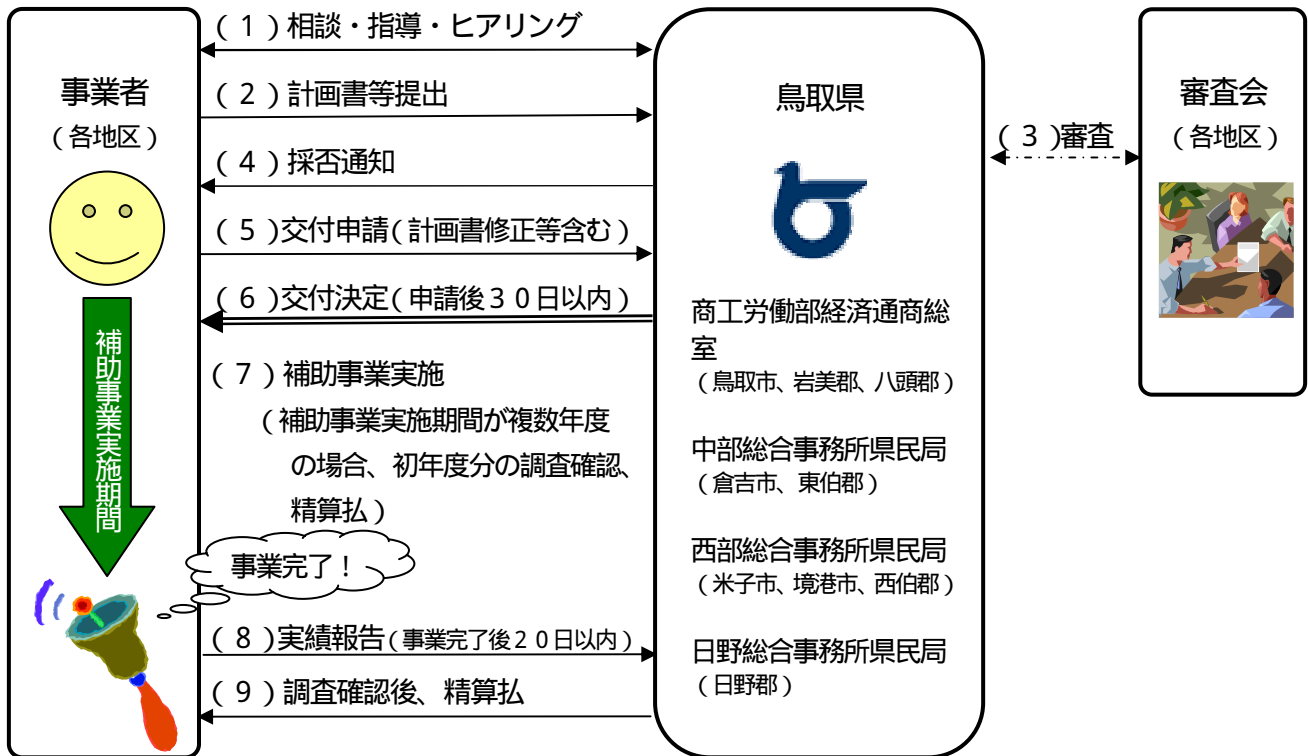
3 相談窓口（建設業新分野進出アドバイザー）

フリーダイヤル0800-200-9688で最寄りの地区の窓口につながります。（携帯電話・PHSからの発信はできません。）

地区	氏名	名称	所在地	電話番号 ファクシミリ
東部 (鳥取市、岩美郡、八頭郡)	中山陽之助	鳥取県庁商工労働部 経済通商総室	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	0857-23-4017 0857-26-8117
中部 (倉吉市、東伯郡)	船越 省吾	中部総合事務所 県民局産業雇用課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-2046 0858-23-3425
西部 (米子市、境港市、西伯郡)	足立 隆司	西部総合事務所 県民局商工労働課	〒683-0054 米子市糺町一丁目160	0859-31-8708 0859-31-9639
日野(日野郡)	松浦 泰夫	日野総合事務所 県民局商工観光チーム	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2135 0859-72-2072

(平成22年4月1日現在)

4 補助手続のフロー図



補助事業実施期間が平成22年度、23年度の2カ年度となる場合、補助金額の支払は平成22年度分、平成23年度分と2回に分かれます(平成23年4月、事業完了時の計2回、調査確認精算払を行います)。

平成22年度、平成23年度、平成24年度の3カ年度となる場合(事業化実現型事業)、補助金額の支払いは平成22年度分、平成23年度分、平成24年度分と3回に分かれます(平成23年4月、平成24年4月、事業完了時の計3回、調査確認精算払を行います)。

5 補助対象者

次の(1)(2)のいずれかに該当する方が対象です。(鳥取県建設業新分野進出事業補助金交付要綱第3条及び第4条)

(1) 建設事業者等

鳥取県内に所在し、下記のいずれかにあたる方。

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく許可を国又は鳥取県から受けている方。
- イ アの方自ら又はその役員が、建設業に従事している雇用者の就業の受皿とする目的で出資・設立する会社、協同組合等。

(2) 建設関連事業者

鳥取県内に主たる事業所を有する、下記のいずれかにあたる方。

- ア 建設コンサルタント(測量、設計、地質調査、補償業務)。
- イ (1)の建設事業者に対する取引依存度が20パーセント以上ある事業者。
- ウ 建設業に従事している雇用者の就業の受皿とする目的で新分野への事業展開を計画している事業者。

「事業化実現型事業」については、上記(1)(2)のいずれかに加えて、新分野進出された方又は新分野進出に向けて準備されている方(以下のア又はイに該当する方)である必要があります。

ア 補助事業実施年度に到来する決算期から起算し、直近5決算期に新たに新分野進出に係る売り上げを計上している方(総勘定元帳の写し等により確認)

イ 新分野進出に向けた準備段階にあると認められる方(設備投資、営業許可等により確認)

本制度における新分野進出とは、次表のとおりです。

対象者	新分野進出の説明
(1) 建設業事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・日本標準産業分類における大分類項目を基準として、建設業から建設業以外の業種に進出すること ・公共事業依存の経営体質からの転換を図ろうとして、民間需要が見込まれる新たな建設業種へ進出し、知事が特に認める場合
(2) 建設関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の業種以外の業種へ進出すること

* 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に基づく規制対象業種を除きます。

6 対象となる事業

(1) 進出検討型事業

新分野進出を検討するために実施する下記の事業

補助事業名	事業内容
先進的取組視察・研修事業	新分野進出に係る先進的な取組の視察及び新分野に係るセミナー・研修会の参加又は開催など、新分野進出の可能性を調査、検討する事業
事前調査・事業計画作成事業	新分野の市場や技術などの動向等について調査・分析し、経営試案を作成する事業

(2) 事業化実現型事業

新分野事業の商品企画・開発・評価や新分野事業を展開するために実施する下記の事業

補助事業名	事業内容
商品開発・評価事業	新分野の商品・サービスの設計や開発、試作、改良及びテストマーケティングを行う事業
販路開拓事業	新分野進出に際して、展示会経費やパッケージ・ホームページの作成など、販路開拓を行う事業
人材育成事業	新分野進出に必要な知識・技能の習得を目的とする研修・講習の開催又は職員派遣を行う事業
新規雇用創出事業	新分野進出に際して、従業員を新たに雇用する事業

7 補助率及び補助金の額

	進出検討型事業	事業化実現型事業	
補助率	補助対象経費の3分の2	補助対象経費の3分の2	補助対象経費の2分の1
補助金限度額	1件あたり100万円	商品開発・評価＋販路開拓 ＋人材育成 1件あたり300万円	新規雇用創出 1人あたり1月5万円 1社あたり2名を限度

8 補助事業実施期間

進出検討型	交付決定日以降、最長12か月間
事業化実現型	交付決定日以降、最長24か月間
	新規雇用創出事業は最長12か月間
	事業完了の日から20日以内に実績報告を行うこと

9 補助対象経費

(1) 進出検討型事業

補助事業名	補助対象経費
先進的取組視察・研修事業	謝金、講師謝金、職員旅費、講師旅費、会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、受講料
事前調査・事業計画作成事業	資料購入費、調査委託費、戦略策定費、職員旅費、印刷製本費

調査委託費・・・市場・競争環境の調査を外部専門家に委託する経費

戦略策定費・・・マーケティング戦略構築の助言を外部専門家に委託する経費

(2) 事業化実現型事業

補助事業名	補助対象経費
商品開発・評価事業	原材料費、機械装置・備品等の購入経費(取得価格30万円未満のもの)、建物・構築物整備費、産業財産権等の導入経費、直接人件費、借料又は損料、通信運搬費、消耗品費、外注加工費、謝金、専門家旅費、職員旅費、デザイン料、検査・分析等経費、調査委託費、資料購入費、印刷製本費、減価償却費(新規取得する取得価格30万円以上の機械装置・備品等について、補助事業実施期間に発生する減価償却費)
販路開拓事業	職員旅費、会場借上料、借料又は損料、負担金、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、通訳料、翻訳料、雑役務費、会場整備費、消耗品費、保険料、広告宣伝費、出展登録料、原材料費
人材育成事業	謝金、講師謝金、職員旅費、講師旅費、会場借上料、借料又は損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、受講料、消耗品費
新規雇用創出事業	直接人件費(新たに従業員を雇用する場合に限る。)

直接人件費・・・事業に従事する従業員・アルバイトについて、新事業に直接従事する時間の給与及び賃金相当額

産業財産権等の導入経費・・・必要な産業財産権を導入するための経費

会場整備費・・・展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費

保険料・・・展示品等への保険に要する経費

補助対象経費は、補助事業期間中に補助事業に対して支出（支払いが行われるもの）する費用に限られます。電話代等、領収書によって明細を確認できない経費は対象外です。進出検討型事業の先進的取組視察・研修事業と事業化実現型事業の人材育成事業の謝金・講師謝金は、視察・研修等を行った先に対して支払う謝金であって支払の事実が確認できるものに限ります。また、土産物代、商品券等は対象外です。消費税、口座振込手数料、郵便為替手数料は補助対象経費になりません。不動産、新規の構築物は補助対象外です。各事業の補助対象経費及び経費内訳以外は補助対象外です。経費に計上しないでください。

10 必要書類

次の（１）から（３）までの書類を御用意ください。なお、必要に応じて、補助事業の計画を説明する資料も提出していただく場合があります。

（１）計画書等（事業計画募集期間中に提出すること／所定様式あり）

ア 補助事業計画書

進出検討型事業（様式１ - １号）（本書 P.11）

事業化実現型事業（様式１ - ２号）（本書 P.12）

直近の事業期間の財務諸表（営業又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）を添付してください。

イ 収支予算書（様式第２号）（本書 P.13）

上記の書式（P.11～13）は、鳥取県ホームページ（とりネット）内の「様式ダウンロード集」からダウンロード（パソコンに様式を保存）できます。

[鳥取県（とりネット）](#) [様式ダウンロード](#) [様式ダウンロード集](#)

[経済・産業、IT、労働](#) [鳥取県建設業新分野進出事業補助金事業計画書](#)

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=1805>

（２）資格要件確認書類（できるだけ（１）の計画書と同時に提出すること）

ア 既に営んでいる主たる事業内容が分かる書類（営業概況表、定款、現在事項全部証明書、企業紹介パンフレット等のいずれか）

イ 建設業許可証（応募者が P.2 の 5 補助対象者（１）建設業を営まれる方の場合）

ウ 建設業を営まれる方に対する取引依存度が 20 パーセント以上あることを証明できるもの（応募者が P.2 の 5 補助対象者（２）建設関連事業を営まれる方のうち、イ建設業を営まれる方に対する取引依存度が 20 パーセント以上ある方の場合）

エ 事業化実現型事業応募者については、直近 5 決算期に新たに新分野進出に係る売り上げを計上したことが分かる書類（総勘定元帳等）又は新分野進出準備中であることがわかる書類（営業許可証、許認可証等）

(3) 補助事業計画説明書類(認定審査会までに提出すること/様式は任意/書類を揃えることが難しい場合は、御相談ください)

- ア 見積書等、委託事業内容と経費の積算根拠が分かる書類(委託を行う場合)
- イ 見積書、パンフレット等の写し、開催案内、明細書等、経費の積算根拠が分かる書類
- ウ 出発地、目的地、人数、宿泊費、交通費等の積算根拠が分かる書類(旅費がある場合)

1.1 補助事業採択の主な条件

審査基準は次のとおりです。

(次の審査に適合しない場合、採択できないことがあります。)

(1) 資格審査

ア 補助対象の要件を満たしているか。

(ア) 業種

(イ) 事業所

(ウ) 建設業を営まれる方に対する取引依存度が20パーセント以上あるか(P.2の5補助対象者(2)イ建設業を営まれる方に対する取引依存度が20パーセント以上ある方のみ)

イ 新分野へ進出しているか。(新分野進出の定義は、P.3参照)

(ア) 建設事業者は建設業以外の新たな業種、建設関連事業者においては現在の業種以外の業種について、進出を検討している又は進出しているか。なお、鳥取県建設業新分野進出事業補助金交付要綱第3条第3号ただし書の場合を除く。

ウ 新分野進出後、標準的な経営目標期間に事業化を進める計画となっているか。

(事業化実現型事業のみ)

(ア) 補助事業実施年度に到来する決算期から起算し、直近5決算期において、新たに新分野進出に係る売り上げを計上することとなった方又は設備投資等により新分野に進出する準備段階にあると認められる方か。

(2) 事業審査

ア 事業内容

(ア) 事業内容が要件を満たしているか。

(イ) 事業内容が公序良俗・法令違反でないか。

(ウ) 事業計画が具体的であるか。(仕様の明確化等。)

進出検討型事業の先進的取組視察・研修事業の申請を受ける際には、事業計画の具体性を特に重視します。

(エ) 事業計画が補助事業実施期間内に完了できるスケジュールかどうか。(自社・外注含む)

(オ) 事業内容が既に事業化されてないか。(既に収益をあげている事業でないか。)(ただし、事業化実現型事業は除く)

(カ) 同一内容の事業を過去に実施したことがあったり、同一年度内に他の補助金を受ける等、重複した事業内容となっていないか。

(キ) 事業のほぼ全部を、第三者に委託する内容となっていないか。(進出検討事業のみ)

(ク) 実現性の高い内容か。

イ 事業設備・実施体制

(ア) 補助事業計画書の提出時期が適切かどうか。(大学や公設試験研究機関等、当該新分野の専門家の知見を事前に確認しているか。)

(イ) 自己負担分の資金調達は可能か。

(ウ) 自社の人員体制、外部の協力体制が整っているか。

(事業化実現型事業のみ)

(エ) 商品開発に取り組むにあたり、事業の現状、課題の認識は適切か。

(オ) 販路開拓や人材育成における現状・課題認識は適切か。

(カ) 製品・サービスの想定顧客の設定に無理はないか。

(キ) 想定顧客と販路開拓手法は整合しているか。

(ク) 新分野に必要な知識・技術・資格を習得できるか。

ウ 事業の将来性・効果

(ア) 物理的・技術的に見て実現可能性はあるか。

(イ) 補助事業は付加価値増が見込める内容か。

(ウ) 進出分野は市場性が期待できる需要があるか。(市場がない又は減少していないか。)

(進出検討型事業のみ)

(エ) 許認可等を要する事業の場合、その可能性はあるか。

(オ) 会社の事業の柱とすることを目指しているか。(相当の売り上げを計画しているか。)

(カ) 将来的に県内の雇用に結びつく等波及効果はあるか。

(事業化実現型事業のみ)

(キ) 商品の企画・開発に取り組むにあたり、十分な調査が行われているか。

(ク) 商品の優位性が見込まれるか。(競合商品と差別化ができるポイントが明確となっているか。)

(ケ) 補助事業実施により販路拡大など事業の拡大に結びつくことが見込まれるか。

(コ) 県外での販路開拓は期待できるか。

1 2 補助金を受けるに当たって

補助事業遂行時には、次の事項に注意してください。

- (1) 補助金が実際に支出されるのは、事業完了後の実績報告書提出以降になります。その間、補助対象経費であっても支払が先行することになりますので、資金確保が必要になります。
(自己資金、つなぎ短期資金など)
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後 5 年間保管してください。
- (3) 補助事業に関して提出いただいた事業計画類書等は、公文書開示請求の対象となります。

その他、何かございましたら、各地区の相談窓口（建設業新分野進出アドバイザー / P.1 参照）にお問い合わせください。

鳥取県建設業新分野進出事業補助金の説明は、下記ホームページでもご覧になれます。

鳥取県（とりネット）

商工労働部

経済通商総室

鳥取県建設業新分野進出支援事業

鳥取県建設業新分野進出事業補助金

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99443>

(職 名) 様

申請者 住 所
 名 称
 代表者職氏名
 連絡担当者
 電 話 番 号
 ファクシ番号

印

年度鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業計画書（進出検討型）

鳥取県建設業新分野進出事業補助金（進出検討型）の交付を受けたいので、下記のとおり提出します。

1 申請者の概要

事業形態	個人・法人	商 号	
事業所住所			
資 本 金	千円	従 業 員 数	人

従業員数は常用雇用者数を記入すること

記

(提出書類)

- 1 鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業（変更）計画書（進出検討型）（様式第1-1号）
- 2 鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業収支予算書（様式第2号）

(添付書類)

- 1 直近の事業期間の財務諸表（営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）
- 2 補助事業の計画を説明する資料（必要に応じて）、申請者の事業内容のわかる資料（パンフレット等）

(確認事項) 県使用欄

チェック	確認者	確 認 項 目
		現在の事業内容と新分野の日本標準産業分類の確認 (営業概況表・定款・現在事項全部証明書)
		申請者が建設事業者の場合は、許可証
		申請者が建設事業者に対する取引依存度が20%以上ある建設関連事業者の場合は、このことの確認

(職 名) 様

申請者 住 所
 名 称
 代表者職氏名
 連絡担当者
 電 話 番 号
 ファクシ番号

印

年度鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業計画書（事業化実現型）

鳥取県建設業新分野進出事業補助金（企画開発型）の交付を受けたいので、下記のとおり提出します。

1 申請者の概要

事業形態	個人・法人	商 号	
事業所住所			
資 本 金	千円	従 業 員 数	人

従業員数は常用雇用者数を記入すること

記

（提出書類）

- 1 鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業（変更）計画書（事業化実現型）（様式第1 - 2号）
- 2 鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業収支予算書（様式第2号）

（添付書類）

- 1 直近の事業期間の財務諸表（営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）
- 2 補助事業の計画を説明する資料（必要に応じて）、申請者の事業内容のわかる資料（パンフレット等）

（確認事項） 県使用欄

チェック	確認者	確 認 項 目
		現在の事業内容と新分野の日本標準産業分類の確認 （営業概況表・定款・現在事項全部証明書）
		申請者が建設事業者の場合は、許可証
		申請者が建設事業者に対する取引依存度が20%以上ある建設関連事業者の場合 は、このことの確認
		直近5決算期において、新たに新分野進出に係る売り上げを計上していること又は 新分野進出準備中であることの確認（総勘定元帳、営業許可証等）

年度鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業(変更)計画書
(進出検討型)

今回の事業計画の概要

現在の事業 (出資・設立元の事業)	
新分野の事業	
補助事業名 (該当事業に をつける)	() 先進的取組視察・研修事業 () 事前調査・事業計画作成事業
新分野進出 計画の内容	
補助事業の計画	開始予定： 年 月 日 / 完了予定： 年 月 日
事業の将来性・効果 (進出後の収益・資金計画など)	

(注) 直近の事業期間の財務諸表(営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書等)を添付すること。

年度鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業(変更)計画書
(事業化実現型)

今回の事業計画の概要

現在の事業 (出資・設立元の事業)	
新分野の事業	
補助事業名 (該当事業にをつける)	() 商品開発・評価事業 () 人材育成事業 () 販路開拓事業 () 新規雇用創出事業
新分野進出 計画の内容	
補助事業の計画	開始予定： 年 月 日 / 完了予定： 年 月 日
事業の将来性・効果 (進出後の収益・資金計画など)	

(注) 直近の事業期間の財務諸表(営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書等)を添付すること。

様式第2号 (第6条、第10条関係)

年度鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業
 収支予算(変更・決算)書(型)

1 収入 (単位:円)

	金 額	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金 (C)		
そ の 他		
補 助 事 業 総 額 (A)		

2 支出 (単位:円)

補助事業名(D)	補助対象経費名(E)	補助事業に要する(した)経費	左記の経費のうち補助対象経費	備 考
合 計		(A)	(B)	

- * 備考欄には積算を明記のこと
- * 補助対象経費には、消費税控除後の金額を記載のこと
- * 補助事業ごとに小計を記入すること
- * 補助事業名及び補助対象経費は区分表によること

3 補助金申請金額 (申請書添付時に記入)

補助金交付申請額(C)	円	(B) × 補助率 又は 補助金上限額 (いずれかのうち低い額を左記に記入)
-------------	---	---

* 補助事業と補助対象となる経費名は別紙に合わせて記入すること

年度鳥取県建設業新分野進出事業補助金
補助事業名及び補助対象経費 区分表

1 進出検討型事業(補助率2/3 補助金上限額100万円)

補助事業名(D)	補助対象経費(E)
先進的取組視察・研修事業	謝金、講師謝金、職員旅費、講師旅費、会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、受講料
事前調査・事業計画作成事業	資料購入費、調査委託費、戦略策定費、職員旅費、印刷製本費

2 事業化実現型事業(補助率2/3 補助金上限額300万円、ただし新規雇用創出事業は補助率1/2 一人当たり1月5万円、1社当たり2名を限度とする)

補助事業名(D)	補助対象経費(E)
商品開発・評価事業	原材料費、機械装置・備品等の購入経費(取得価格30万円未満のもの)、建物・構築物整備費、産業財産権等の導入経費、直接人件費、借料又は損料、消耗品費、外注加工費、謝金、専門家旅費、職員旅費、デザイン料、検査・分析等経費、調査委託費、資料購入費、印刷製本費、減価償却費(新規取得する取得価格30万円以上の機械装置・備品等について、補助事業実施期間に発生する減価償却費)
販路開拓事業	職員旅費、会場借上料、借料又は損料、負担金、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、通訳料、翻訳料、雑役務費、会場整備費、消耗品費、保険料、広告宣伝費、出展登録料、原材料費
人材育成事業	謝金、講師謝金、職員旅費、講師旅費、会場借上料、借料又は損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、受講料、消耗品費
新規雇用創出事業	直接人件費(新たに雇用する従業員に限る。)

【申込用紙の記入例】

年 月 日
提出する年月日を記入

東部は	鳥取県知事 平井 伸治 様
中部は	鳥取県中部総合事務所長 岡村 俊作 様
西部は	鳥取県西部総合事務所長 林 昭男 様
日野は	鳥取県日野総合事務所長 大谷 芳徳 様

申請者 住 所 郵便番号・本社所在地を記入
 名 称 法人の場合は 法人名称
 代表者職氏名 代表者職氏名を記入 法人代表者印
 連絡担当者 職名及び氏名を記入
 電話番号 085 - -
 ファクシ番号 085x - xx - xxxx



平成22年度鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業計画書（進出検討型）

鳥取県建設業新分野進出事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり提出します。

1 申請者の概要

事業形態	個人・ <u>法人</u>	商 号	<u>株式会社</u>
事業所住所	<u>鳥取県 市 町 番地</u>		
資 本 金	<u>10,000</u> 千円	従 業 員 数	<u> </u> 人

従業員数は常用雇用者数を記入すること

記

（提出書類）

- 1 鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業（変更）計画書（進出検討型）（様式第1 - 1号）
- 2 鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業収支予算書（様式第2号）

（添付書類）

- 1 直近の事業期間の財務諸表（営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）
- 2 補助事業の計画を説明する資料（必要に応じて）、申請者の事業内容のわかる資料（パンフレット等）

（確認事項） 県使用欄

チェック	確認者	確認項目
		現在の事業内容と新分野の日本標準産業分類の確認 （営業概況表・定款・現在事項全部証明書）
		申請者が建設事業者の場合は、許可証
		申請者が建設事業者に対する取引依存度が20%以上ある建設関連事業者の場合は、このことの確認

【 申 込 用 紙 の 記 入 例 】

様式第 1 - 1 号 (第 6 条 関 係)

平成 2 2 年 度 鳥 取 県 建 設 業 新 分 野 進 出 事 業 補 助 金 補 助 事 業 (変 更) 計 画 書 (進 出 検 討 型)

申請者名 _____ 株式会社 _____

今回の事業計画の概要

現在の事業 (出 資 ・ 設 立 元 の 事 業)	土 木 建 設 業																																												
新 分 野 の 事 業	訪問介護・デイサービスを行う福祉事業																																												
補 助 事 業 名 (該 当 事 業 に つ け る)	(_) 先進的取組視察・研修事業	←	補助事業収支予算書の「2支出」 の補助事業名と対応すること																																										
	(_) 事前調査・事業計画作成事業																																												
新 分 野 進 出 計 画 の 内 容	<p>[内 容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>介護センターの開設</u> 近隣の高齢者を対象 ・ <u>介護ステーションの開設</u> 訪問介護・訪問看護を実施 ・ <u>カルチャースクールの開設</u> <p>[目 的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や地域での高齢者の介護負担の軽減 ・ 地域に密着した活動の展開 ・ 高齢者に、生き甲斐を持てる活動の場の提供 ・ 所有している遊休不動産の有効利用 <p>[体 制 ・ 展 開]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初は5名程度の栄養士及び介護士を雇用 ・ 将来はセンター職員として10名程度の地域住民を雇用 																																												
補 助 事 業 の 計 画	<p>開始予定：平成22年 9月1日 / 完了予定：平成23年 2月28日</p> <p>[先 進 的 取 組 視 察 ・ 研 修 事 業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>デイサービス施設の視察(9月~10月)</u> 職員2名で、鳥取県の倉吉建設株式会社が運営している施設(倉吉市、XX市)を1回ずつ視察し、事業内容を分析する。 <p>[事 前 調 査 ・ 事 業 計 画 作 成 事 業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コンサルタント会社への調査委託(10月~2月)(見積参照)</u> (1) 近隣半径2キロメートルにおける同一事業計画の有無の確認 (2) 近隣住民150名程度を対象とした、調査票によるニーズ調査 																																												
事業の将来性・効果 (進 出 後 の 収 益 ・ 資 金 計 画 な ど)	<table border="0"> <tr> <td>収益計画</td> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3年目</td> <td>4年目</td> <td>5年目</td> </tr> <tr> <td>(単位：百万円) 売上高</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>資金計画 【所要資金】 【調 達】</p> <table border="0"> <tr> <td>設備資金</td> <td>30百万円</td> <td>自 己 資 金</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>15百万円</td> <td>銀 行 借 入</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>社 長 からの借入</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>45百万円</td> <td></td> <td>45百万円</td> </tr> </table> <p>更なる高齢化が見込まれる中で、介護事業の需要は拡大していくものと思われる。</p>					収益計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	(単位：百万円) 売上高	30	60	120	150	155	営業利益	5	0	1	5	6	経常利益	7	1	1	3	4	設備資金	30百万円	自 己 資 金	20百万円	運転資金	15百万円	銀 行 借 入	15百万円			社 長 からの借入	10百万円	計	45百万円		45百万円
収益計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目																																								
(単位：百万円) 売上高	30	60	120	150	155																																								
営業利益	5	0	1	5	6																																								
経常利益	7	1	1	3	4																																								
設備資金	30百万円	自 己 資 金	20百万円																																										
運転資金	15百万円	銀 行 借 入	15百万円																																										
		社 長 からの借入	10百万円																																										
計	45百万円		45百万円																																										

誰が、いつ、何を、どこで、どうやって行うかがわかるように記述してください。箇条書きで構いません。

(注) 直近の事業期間の財務諸表(営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書等)を添付すること。

【 申込用紙の記入例 】

様式第2号 (第6条、第10条関係)

平成22年度鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業 収支予算書 (進出検討型)

1 収入

(単位:円)

	金 額	資金の調達先
自 己 資 金	3 2 5 , 4 4 0	
借 入 金	合 7 0 0 , 0 0 0	社長からの借入
補 助 金 (C)	計 1 , 0 0 0 , 0 0 0	
そ の 他		
補 助 事 業 総 額 (A)	2 , 0 2 5 , 4 4 0	下の「補助金交付申請額(C)」と一致します。

2 支出

(単位:円)

補助事業名 (D)	補助対象経費名 (E)	補助事業に要する(した)経費	左記の経費のうち補助対象経費	備 考
先進的取組視察・研修事業	職員旅費	124,740	118,800	鳥取市 倉吉市・XX市 @62,370×2名 明細別紙
事業内訳毎に記入すること	資料購入費	10,500	10,000	書籍購入 明細別紙
〃	通信運搬費	4,200	4,000	鳥取 大阪 荷物運搬
〃	謝 金	300,000	300,000	借入謝金 300,000
	小 計	439,940	432,800	
事前調査・事業計画作成事業	調査委託費	1,575,000	1,500,000	コンサルティング物 見積書別紙
〃	資料購入費	10,500	10,000	書籍購入 明細別紙
	小 計	1,585,500	1,510,000	
合 計		2,025,440	(B) 1,942,800	

各補助事業に対応する経費名しか記載できません。区分に合わない経費は補助対象外です。

各経費の内容がわかるよう具体的に記入してください。書ききれない場合は明細を別紙に記入してください。

- * 備考欄には積算を明記のこと
- * 補助事業ごとに小計を記入すること
- * 補助対象経費には、消費税控除後の金額を記載のこと
- * 補助事業名及び補助対象経費は区分表によること

3 補助金申請金額 (申請書添付時に記入)

補助金交付申請額 (C)	1 , 0 0 0 , 0 0 0 円	(B) × 補助率 又は 補助金上限額 (いずれかのうち低い額を左記に記入)
--------------	---------------------	---

* 補助事業と補助対象となる経費名は別紙に合わせて記入すること

年 月 日
提出する年月日を記入

東部は 鳥取県知事
平井 伸治 様
中部は 鳥取県中部総合事務所長
岡村 俊作 様
西部は 鳥取県西部総合事務所長
林 昭男 様
日野は 鳥取県日野総合事務所長
藤井 路久 様

申請者 住 所 郵便番号・本社所在地を記入
名 称 法人の場合は 法人名称
代表者職氏名 代表者職氏名を記入 法人代表者印
連絡担当者 職名及び氏名を記入
電話番号 085 - -
ファクシ番号 085 x - x x - x x x x



平成22年度鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業計画書（事業化実現型）

鳥取県建設業新分野進出事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり提出します。

1 申請者の概要

事業形態	個人・ <u>法人</u>	商 号	株式会社
事業所住所	鳥取県 市 町 番地		
資 本 金	10,000 千円	従 業 員 数	人

従業員数は常用雇用者数を記入すること

記

（提出書類）

- 1 鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業（変更）計画書（進出検討型）（様式第1 - 2号）
- 2 鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業収支予算書（様式第2号）

（添付書類）

- 1 直近の事業期間の財務諸表（営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）
- 2 補助事業の計画を説明する資料（必要に応じて）、申請者の事業内容のわかる資料（パンフレット等）

（確認事項） 県使用欄

チェック	確認者	確認項目
		現在の事業内容と新分野の日本標準産業分類の確認 （営業概況表・定款・現在事項全部証明書）
		申請者が建設事業者の場合は、許可証
		申請者が建設事業者に対する取引依存度が20%以上ある建設関連事業者の場合は、このことの確認
		直近5決算期において、新たに新分野進出に係る売り上げを計上していること又は新分野進出準備中であることの確認（総勘定元帳、営業許可証等）

【 申 込 用 紙 の 記 入 例 】

様式第 1 - 2号 (第 6 条関係)

平成 2 2 年度鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業 (変更) 計画書 (事業化実現型)

今回の事業計画の概要

現在の事業 (出資・設立元の事業)	建築工事業
----------------------	-------

新分野の事業	野菜(芋類)の販売																														
補助事業名 (該当事業にをつける)	() 商品開発・評価事業 () 人材育成事業 () 販路開拓事業 () 新規雇用創出事業																														
新分野進出 計画の内容	<p>[新分野事業の概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 芋類の販売 <ul style="list-style-type: none"> (1) 2007年4月、社長の出資により農業生産法人 XX を設立 (2) 販売する芋類は XX より仕入れ 出荷量は毎年増加 2010年度(予定)Zトン(2009年度Yトン) <p>[販路開拓の課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品パッケージが良くない モニター消費者からの意見は、「店頭で目立たない」「健康に及ぼす効果がわからない」「調理方法がわからない」が多数 販路が狭い 現在は地元 XX 市の小売店のみで販売のため、県内外への販路拡大が目標 																														
補助事業の計画	<p>開始予定：平成 2 2 年 9 月 1 日 / 完了予定：平成 2 3 年 1 月 3 0 日 商品の主要な想定顧客は、健康に関心が高いと考えられる 20~40 代の男女</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品パッケージのデザイン委託(9~1月) <ul style="list-style-type: none"> (1) 栄養価が高いこと、健康に良いことを強調 (2) パッケージの表には商品名等必要事項を、裏には調理例を記載 野菜の物産展への出品(11月) <ul style="list-style-type: none"> (1) 11月15日に鳥取市で開催 (2) 出品への負担金 																														
事業の将来性・効果 (進出後の収益・資金計画、知識・技能の取得による効果、販路拡大など)	<p>収益計画(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>今年度</th> <th>1年後</th> <th>2年後</th> <th>3年後</th> <th>4年後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上高</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>資金計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>【所要資金】</th> <th>【調 達】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転資金</td> <td>3百万円</td> <td>自己資金 3百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>効 果</p> <p>[パッケージデザイン改良による効果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品への親しみやすさの増加 健康効果のアピール 調理方法のアピール 新たな顧客の獲得 <p>[物産展での出品による効果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内外への卸売業者への商品売込み 県内外への販路拡大(現在の出荷量を倍増) 		今年度	1年後	2年後	3年後	4年後	売上高	30	60	120	150	155	営業利益	5	0	1	5	6	経常利益	7	1	1	3	4		【所要資金】	【調 達】	運転資金	3百万円	自己資金 3百万円
	今年度	1年後	2年後	3年後	4年後																										
売上高	30	60	120	150	155																										
営業利益	5	0	1	5	6																										
経常利益	7	1	1	3	4																										
	【所要資金】	【調 達】																													
運転資金	3百万円	自己資金 3百万円																													

誰が、いつ、何を、どこで、どうやって行うかがわかるように記述してください。箇条書きで構いません。

(注) 直近の事業期間の財務諸表(営業報告書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書等)を添付すること。

【 申込用紙の記入例 】

様式第2号 (第6条、第10条関係)

平成22年度鳥取県建設業新分野進出事業補助金補助事業 収支予算(変更・決算)書(事業化実現型)

1 収入 (単位:円)

	金 額	資金の調達先
自己資金	1,200,000	
借入金	合計	
補助金(C)		1,000,000
その他		
補助事業総額(A)	2,200,000	

下の「補助金交付申請額(C)」と一致します。

2 支出 (単位:円)

補助事業名(D)	補助対象経費名(E)	補助事業に要する(した)経費	左記の経費のうち補助対象経費	備考
販路開拓事業	広告宣伝費	2,100,000	2,000,000	パッケージデザイン委託にかかる費用 見積書別紙
	負担金	100,000	100,000	物産展出品 物産展案内別紙
事業内訳毎に記入すること。			一致する	
合 計		(A) 2,200,000	(B) 2,100,000	

各補助事業に対応する経費名しか記載できません。区分に合わない経費は補助対象外経費です。

各経費の内容がわかるよう具体的に記入してください。書ききれない場合は明細を別紙に記入してください。

- * 備考欄には積算を明記のこと
- * 補助対象経費には、消費税控除後の金額を記載のこと
- * 補助事業ごとに小計を記入すること
- * 補助事業名及び補助対象経費は区分表によること
- *

3 補助金申請金額 (申請書添付時に記入)

補助金交付申請額(C)	1,000,000 円	(B) × 補助率 又は 補助金上限額 (いずれかのうち低い額を左記に記入)
-------------	-------------	---

* 補助事業と補助対象となる経費名は別紙に合わせて記入すること